

＜中国＞



ブラックリストの公表で
知的財産権侵害事件は減らせるのか

北京集佳知識産権代理有限公司

中国弁理士

経 志強

中国では、自己の知的財産権を侵害した者に対して権利行使を行い、多くの時間を費やしお金をかけてようやく勝訴してもその財産が移転され損害賠償金がきちんと取れない、または、侵害行為に対する差止請求権が認められても、侵害者が侵害品の製造工場を畳んで別の場所で新たに侵害品を製造し始める、いわゆるいたちごっこのようなことで頭を悩ませられる権利者は少なくないと思う。実はこのような現象は知財分野だけではなくあらゆる分野で起きており、深刻な問題になっている。そこで、中国の最高人民法院（最高裁判所に当たる）は2013年7月16日に「信用を失った被執行者の名簿情報の公表に関する若干規定」を公布し、如何なる行為により執行を妨害する債務者に対して信用制度を通じて制裁を与えようとしている。具体的には、債務の履行能力があるにも拘わらず、執行を妨害する債務者に対して、各級の人民法院（裁判所に当たる）は、債務者が法人である場合はその名称と法定代表者、個人である場合は氏名と性別と年齢とID番号、さらに債務者の執行妨害行為の状況などの情報を最高人民法院のブラックリストデータベースに一まとめにし、社会に公表する。さらに、人民法院は、当該情報を政府関連機関や金融機関等に通報し、これらの債務者に対して、政府調達や入札、行政承認、政府支援、融資、市場参入、資格認定などの面において信用制裁を加える方針である。信用欠如が深刻な社会問題になっている中国では、最高人民法院のこの取り組みは、知的財産権侵害事件の撲滅にどのような効果をもたらせるのか注目される。